

(資料1)

第10期（令和8・9年度）の 保険料率改定について

第 10 期(令和8・9年度)保険料率改定について

【保険料率の算定方法(医療分)】

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、2年を通じて財政の均衡を保つよう、次のように算定します。



〔 〕内の金額は2年間の平均

※1 被保険者均等割総額：所得割総額は、1：所得係数(※2) × 52/48とする。(厚生労働省通知による)

※2 所得係数 = 当広域連合1人当たり所得 ÷ 全国被保険者の1人当たり所得 (大阪は0.97808580357)

【大阪府後期高齢者医療広域連合の特色(全国平均との比較)】

- (1) 1人当たりの医療給付費が高い
- (2) 被保険者の所得水準が低い

【大阪府後期高齢者医療広域連合の保険料率】

期 別	年 度	均等割額(年額)	所得割率	賦課限度額	1人当たり 平均保険料
第1期	平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円	76,833円
第2期	平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円	80,728円
第3期	平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円	85,171円
第4期	平成26・27年度	52,607円	10.41%	57万円	82,264円
第5期	平成28・29年度	51,649円	10.41%	57万円	80,880円
第6期	平成30・令和元年度	51,491円	9.90%	62万円	81,182円
第7期	令和2・3年度	54,111円	10.52%	64万円	88,047円
第8期	令和4・5年度	54,461円	11.12%	66万円	87,664円
第9期	令和6・7年度	57,172円	※ 11.75%	※ 80万円	95,666円
第10期	令和8・9年度	64,931円	11.51%	85万円	108,119円

※第9期は制度改正の影響を考慮し、令和6年度の所得割率と賦課限度額について激変緩和措置あり。

【保険料率の算定方法(こども分)】

児童手当の抜本的拡充など、子ども子育て世代への給付に充てるため、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分(こども分)の保険料を算定します。

国通知により、令和8年度分のみ算定。令和9年度分は令和8年度に算定予定。

全広域概算支援納付金総額 × 全国に占める大阪広域の 被保険者数の割合 × 所得係数 =	保険料収納 必要額 [約 38.1 億円]
(約 5 8 8 億円) (約 6. 6 %) (約 0. 98)	

保険料 収納必要額 [約 38.1 億円]	÷	予定保険料 収納率 [99. 41%]	+	保険料 減免額	=	保険料賦課総額 [約 38. 3 億円]
-----------------------------	---	---------------------------	---	------------	---	-------------------------

保険料賦課総額 (按分※1)	被保険者均等割総額 [約 18. 7 億円]	÷	被保険者数 [約 137 万人]	=	被保険者均等割額 [1, 373 円]
	所得割総額 [約 19. 6 億円]	÷	被保険者の基礎控除後 の総所得金額等 [約 8, 290 億円]	=	所得割率 [0. 24%]

[] 内の金額は令和8年度のコネ

※1 被保険者均等割総額: 所得割総額は、1 : 各広域連合に係る被保険者の所得の平均額を全広域連合に係る被保険者の所得の平均額により除して得た数値(子ども) (※2) × 52 / 48 とする。(厚生労働省通知による)

※2 国からの通知による。(大阪は0.96673271913)

【大阪府後期高齢者医療広域連合の保険料率】

期 別	年 度	均等割額(年額)	所得割率	賦課限度額	1人当たり 平均保険料
第10期	令和8年度	1, 373 円	0. 24%	2. 1万円	2, 293 円

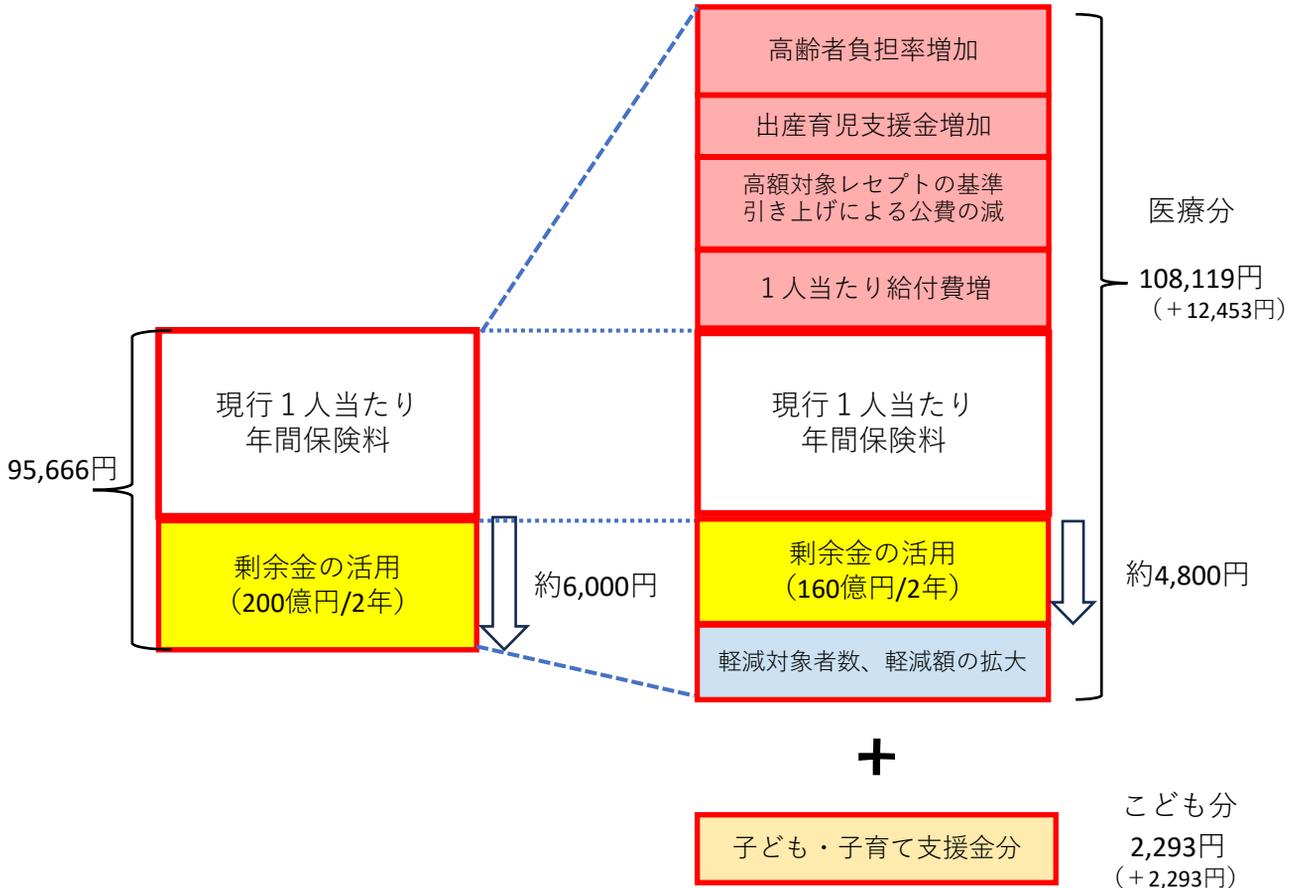
【参考】 第10期（令和8・9年度）保険料率（案）について

第9期

1人当たり平均
年間保険料95,666円

第10期（案）

1人当たり平均
年間保険料110,412円（+14,746円 増加率15.4%）



主な増加要因（概算値）

- 高齡者負担率の増加(12.67% → 13.27%) 約5,100円
- 出産育児支援金の経過措置終了 約600円
- 高額対象レセプトの基準引き上げによる公費の減 約1,200円
- 1人当たり給付費の増加 約5,000円
(診療報酬改定の影響等を含む)
- 剰余金による保険料抑制効果の減 約1,200円

合計
12,453円

主な減少要因（概算値）

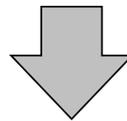
- 軽減対象者数、軽減額の拡大 ▲約700円

(参考) 第10期年間保険料額

(1) 単身世帯(収入は年金のみ)の場合

第9期料率

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75%						
年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額	公的年金等控除額 (110万円)	43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	基礎控除額 (43万円)	0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
所得割額 ①		0円	17,625円	53,462円	83,425円	172,725円
軽減後の被保険者 均等割額 ②		17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②		17,151円	34,776円	82,048円	129,162円	229,897円



第10期料率(案)

(医療分)被保険者均等割額=64,931円 所得割率=11.51% (子ども分)被保険者均等割額=1,373円 所得割率=0.24%						
年金収入額		153万円	168万円	198万5千円	224万円	300万円
所得額	公的年金等控除額 (110万円)	43万円	58万円	88万5千円	114万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	基礎控除額 (43万円)	0円	15万円	45万5千円	71万円	147万円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
医療分	所得割額 ①	0円	17,265円	52,370円	81,721円	169,197円
	軽減後の被保険者 均等割額 ②	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
子ども分	所得割額 ③	0円	360円	1,092円	1,704円	3,528円
	軽減後の被保険者 均等割額 ④	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
保険料総額(円) ①+②+③+④		18,591円	36,216円	86,613円	136,467円	239,029円
増加額	年額	1,440円	1,440円	4,565円	7,305円	9,132円
	(1月当たり)	120円	120円	380円	609円	761円

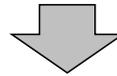
(2) 後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合

第9期料率

被保険者均等割額=57,172円 所得割率=11.75%

●妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合			7割軽減	5割軽減	2割軽減	
所得割額 ①	夫	0円	17,625円	89,300円	149,225円	172,725円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
保険料総額(円) ①+②	夫	17,151円	34,776円	117,886円	194,962円	229,897円
	妻	17,151円	17,151円	28,586円	45,737円	57,172円
	合計	34,302円	51,927円	146,472円	240,699円	287,069円



第10期料率(案)

(医療分)被保険者均等割額=64,931円 所得割率=11.51%
(子ども分)被保険者均等割額=1,373円 所得割率=0.24%

●妻の年金収入額83万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	229万円	280万円	300万円	
	妻	83万円	83万円	83万円	83万円	83万円	
所得額	夫	43万円	58万円	119万円	170万円	190万円	
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	
基礎控除後の 総所得金額等	夫	0円	15万円	76万円	127万円	147万円	
	妻	0円	0円	0円	0円	0円	
被保険者均等割額の軽減割合			7割軽減	5割軽減	2割軽減		
医療分	所得割額 ①	夫	0円	17,265円	87,476円	146,177円	169,197円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
医療分	軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
		妻	18,180円	18,180円	32,465円	51,944円	64,931円
子ども分	所得割額 ③	夫	0円	360円	1,824円	3,048円	3,528円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
子ども分	軽減後の被保険者 均等割額 ④	夫	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
		妻	411円	411円	686円	1,098円	1,373円
保険料総額(円) ①+②+③+④	夫	18,591円	36,216円	122,451円	202,267円	239,029円	
	妻	18,591円	18,591円	33,151円	53,042円	66,304円	
	合計	37,182円	54,807円	155,602円	255,309円	305,333円	
増加額	年額	2,880円	2,880円	9,130円	14,610円	18,264円	
	(1月当たり)	(240円)	(240円)	(761円)	(1,218円)	(1,522円)	

第10期保険料改定による保険料への影響額(所得の変更を加味しない場合)

		被保険者数	被保険者に占める割合	所得が前年と同じ場合の 保険料への影響額(年額)
軽減あり	7割	587,797人	43%	1,440円
	5割	174,915人	13%	4,565円
	2割	177,601人	13%	7,305円
その他 (軽減適用外～限度超過未満)		400,363人	29%	9,132円
限度超過対象者		22,103人	2% (1.6%)	最大71,000円
合計		1,362,779人	100%	

※被保険者数及び割合は令和7年度確定賦課時点

保険料の主な増減要因

【高齢者負担率増加】

12.67% → 13.27% ⇒ 保険料の増

【出産育児支援金の増】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）において、令和6年4月から、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入された。

令和6・7年度は激変緩和措置により後期高齢者医療制度からの支援は2分の1の金額としていたが、令和8年度から満額となり、保険料の増加要因となる。

【高額医療費負担金の対象レセプトの基準額の見直し】

○高額医療費負担金とは

高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを軽減するため、一定額以上の医療費について、次の措置を講じる。

①レセプト1件当たり80万円を超える医療費

80万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分（保険料+調整交付金）の2分の1を公費（国4分の1、府4分の1）で負担。

②レセプト1件当たり400万円を超える医療費（特別高額医療費）

200万円を超える額のうち、保険料で賄うべき部分から①の公費負担を除いた額につき、国保中央会が各広域連合の拠出金により交付金を交付する共同事業を実施。

○軽減措置のイメージ（現役並所得者以外の場合）

				特別高額医療費 共同事業分	400万円超で 200万円
支援金	定率公費負担	国庫負担 1/4	府負担 1/4	保険料 1/2	80万円超

保険料で賄うべき部分（医療費の80万円超部分×後期高齢者負担率/10+1/12）

令和8年度以降、高額医療費負担金の対象となるレセプトの基準額を80万円から85万円に引き上げられる予定。これにより、高額医療費公費負担額が減額されることになるため、保険料の増加要因となる。

【1人当たり給付費の増】

①診療報酬改定（本体+3.09% 薬価▲0.86% 材料価格▲0.01% 計+2.22%）

給付費の増 ⇒ 保険料の増

②高額療養費の見直しによる医療給付費の影響（参考資料2）

給付費の減 ⇒ 保険料の減

③一定以上所得者の窓口負担割合の配慮措置の終了

令和4年10月より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来診療を受けた方について、施行後3年間、1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置を導入した。

当該措置が令和7年9月をもって終了したことにより、給付費が減少する。

給付費の減 ⇒ 保険料の減

②、③による給付費の減はあるものの、①及び医療の高度化等により、一人あたり給付費が伸びている。

【保険料賦課限度額の変更】（参考資料3）

賦課限度額の増 ⇒ 所得割料率の減

【7. 2割軽減の実施】（参考資料4）

軽減額の増 ⇒ 軽減後1人あたり保険料額の減

【軽減判定基準の見直し】（参考資料4）

軽減額の増 ⇒ 軽減後1人あたり保険料額の減

高額療養費制度の見直しについて

(参考資料2)

令和7年12月25日 第209回医療保険部会資料抜粋

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1% <140,100>	—	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1% <140,100>		
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1% <140,100>		
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1% <93,000>	—	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1% <93,000>		
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1% <93,000>		
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1% <44,400>	—	85,800 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1% <44,400>		
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1% <44,400>		
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※1) 「～約200万円(標報：～15万円)」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 外来特例の対象年齢については、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

高額療養費制度の見直しのポイント

- 高額療養費制度の見直しの基本的な考え方（令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会）を踏まえ、高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮した見直しを行う。

（1）長期療養者への配慮

1. 多数回該当の金額を据え置き

－長期に継続して治療を受けている方の経済的負担を増加させない。

2. 「年間上限」の導入

－多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となる。

（2）低所得者への配慮

1. 住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「**年収200万円未満**」の方の**多数回該当の金額を引き下げる**。

2. 外来特例の限度額引上げの際、「**住民税非課税区分**」に**外来年間上限を導入**し、年間の最大自己負担額（12ヶ月限度額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。12

(参考資料3)

令和7年12月12日 第207回医療保険部会資料抜粋



後期高齢者医療の保険料の賦課限度額について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

後期高齢者医療の保険料賦課限度額の経緯

【考え方】

- 後期高齢者医療の保険料は均等割と所得割をおおむね半分ずつ賦課しているが、給付と保険料負担のバランスを失すれば被保険者の納付意識に悪影響を及ぼす等の理由から、年間保険料に賦課限度額を設けている。

【経緯】

- 制度施行時（平成20年度）
 - 保険料の賦課について、国民健康保険は世帯単位、後期高齢者医療は個人単位という違い。
 - 国保の賦課限度額の水準（平成19年 56万円）を参考に、国保で賦課限度額を負担する層について、後期高齢者になった際、その賦課限度額と同程度までの負担となるよう50万円に設定。
- 保険料率改定時（2年毎）
 - 国保の賦課限度額引上げの状況、保険料率上昇見込み等を踏まえ、平成24年度に55万円（+ 5万円）、平成26年度に57万円（+ 2万円）、平成30年度に62万円（+ 5万円）、令和2年度に64万円（+ 2万円）、令和4年度に66万円（+ 2万円）に設定。
 - 令和5年度の制度改正により、制度施行時の考え方を基に年額80万円（令和6・7年度）に設定。
※激変緩和措置として令和6年度は年額73万円（新規加入者を除く）

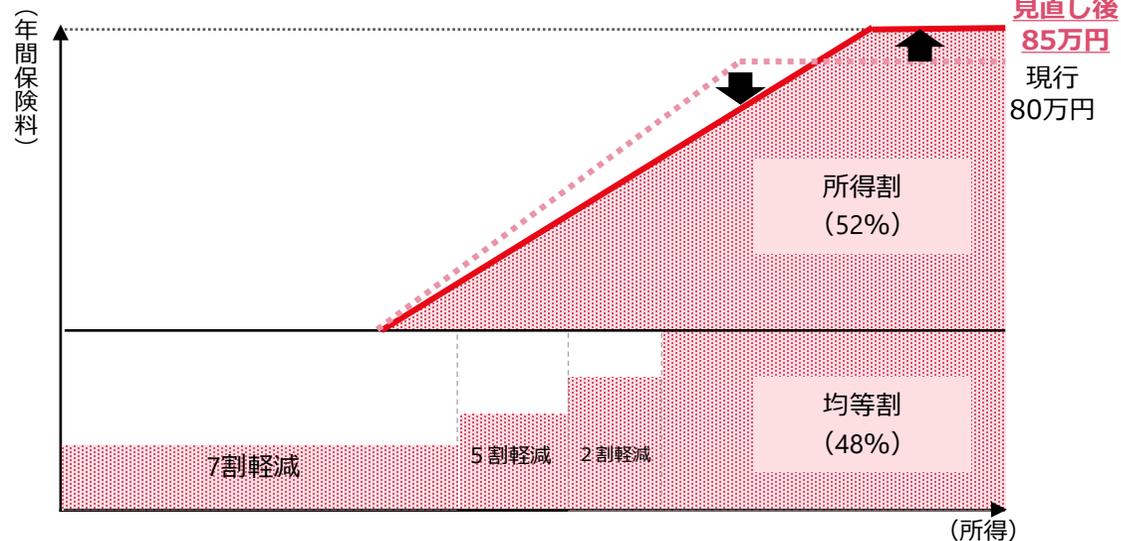
(年度)	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7
賦課限度額 (万円)	50	50	50	50	55	55	57	57	57	57	62	62	64	64	66	66	80	80
賦課限度額超過 被保険者割合 (%)	1.65	1.52	1.44	1.42	1.36	1.36	1.45	1.42	1.50	1.48	1.31	1.30	1.29	1.25	1.38	1.35	1.38	1.27 (速報値)

※ 令和6年度は激変緩和措置として73万円（新規加入者を除く）

※ 賦課限度額超過被保険者割合：後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告による（令和7年度は、保険局高齢者医療課速報値）。

令和8年度の後期高齢者医療の保険料の賦課限度額について

- 医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、保険料賦課限度額を設定することが必要。
 - 令和8年度の賦課限度額については、
 - ・ 近年、物価・賃金が上昇傾向にあり、後期高齢者の所得、医療給付費ともに増加が見込まれること
 - ・ 令和8年度は、出産育児支援金の激変緩和の終了等の施行の影響があること
 等を踏まえ、賦課限度額の超過被保険者の割合等も勘案し、**医療分の賦課限度額を5万円引き上げ（80万円→85万円）**てはどうか。
- ※ 令和8年度から新設される子ども・子育て支援納付金については、令和8年度予算編成過程で決定される令和8年度の子ども・子育て支援金総額を踏まえた上で、医療分の賦課限度額超過被保険者割合と同程度の賦課限度額超過被保険者割合となるよう、賦課限度額を設定することとする。



● 賦課限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響（令和7年度（推計））

	令和7年度 (80万円)	令和8年度	
		据え置き	85万円
年金収入400万円の場合 (前年度伸び率)	28.5万円	30万円 (+5.3%)	29.7万円 (+4.2%)
賦課限度額超過被保険者の場合 (前年度伸び率)	80万円	80万円 (+0.0%)	85万円 (+6.3%)

(注) 子ども・子育て支援納付金賦課分を除く。

(注) 令和6年度実績に基づき、予算ベースで令和8年度における状況を推計したものの。

● 賦課限度額超過被保険者の割合

	超過割合（実績）
令和6年度（80万円）	1.38%
令和7年度（80万円）	1.27%（速報値）

※令和6年度は激変緩和措置として73万円（新規加入者を除く）

※令和7年度は速報値（保険局高齢者医療課集計）

	超過割合（推計）
令和8年度（80万円据え置き）	1.33%
令和8年度（85万円に引き上げ）	1.21%

(注) 子ども・子育て支援納付金賦課分を除く

(注) 令和6年度は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づく実績。（令和7年度は速報値。）令和8年度は、令和6年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づき、令和8年度における状況を推計したものの。

【賦課限度額に達する収入・所得】 ※令和6・7年度の全国平均料率に基づき算定（均等割額50389円、所得割率10.21%）

- 賦課限度額80万円の場合
 - ・ 年金収入のみの場合：収入971万円（年金所得777万円）
 - ・ 年金・給与収入が同程度の場合：収入1,090万円（年金所得395万円・給与所得380万円）
- 賦課限度額85万円の場合
 - ・ 年金収入のみの場合：収入1,021万円（年金所得826万円）
 - ・ 年金・給与収入が同程度の場合：収入1,150万円（年金所得420万円・給与所得406万円）

後期高齢者医療制度における令和8年8月以降の資格確認書の職権交付について

令和7年12月18日 第208回医療保険部会資料抜粋

○ 後期高齢者の資格確認書の職権交付

- 後期高齢者は、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由から、**令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず、全員一律に資格確認書を職権交付する運用**を行っている。

○ 後期高齢者のマイナ保険証を巡る状況等

- 後期高齢者医療では、外来受診者（約95%）のうち約8割の方が2か月に1回は受診している。
- 85歳以上の被保険者については、マイナ保険証利用率が相対的に低い状況。

※令和7年10月時点のマイナ保険証利用率（オンライン資格確認件数ベース利用率）

70～74歳：48%、75～79歳：37%、80～84歳：33%、85歳以上：24%

- 高齢者は認知症の進行など、状態像が変わりやすい。

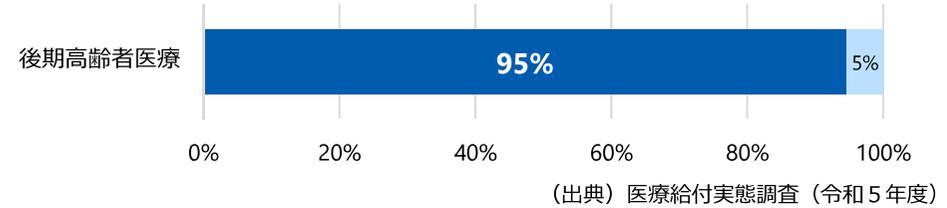
⇒ 円滑なマイナ保険証への移行に向け、**利用実績を踏まえるなどきめ細かい配慮が必要**

○ 令和8年8月以降の対応方針（案）

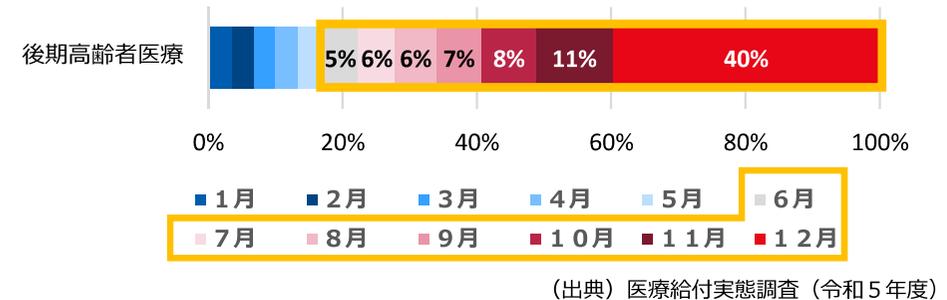
- 以下のとおり、**年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績を踏まえ、全員一律の資格確認書の職権交付を見直してはどうか。**

	84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を直近1年間において6回以上利用し、かつ直近3か月における利用実績あり ※把握可能な期間での実績	マイナ保険証 (申請により資格確認書の交付も可能)	職権交付
上記以外	職権交付	

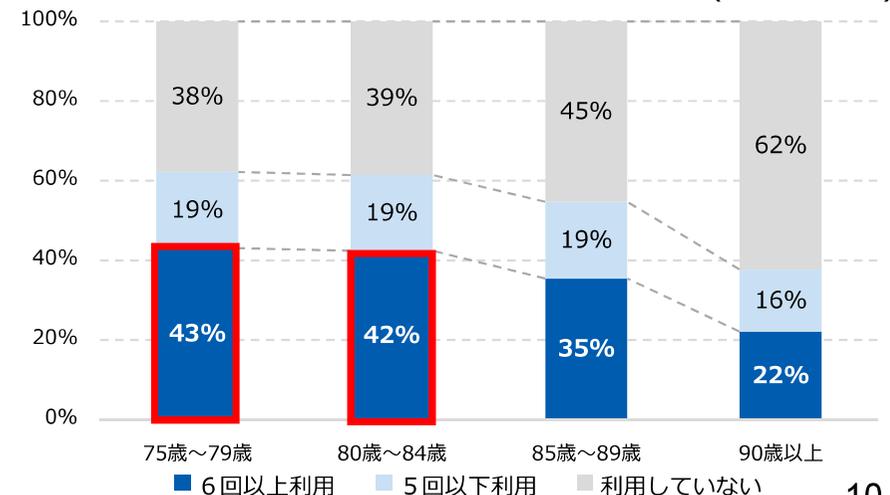
● 年間で外来受診した患者の割合



● 年間で外来受診した患者の受診月数割合



● 後期高齢者医療制度加入者におけるマイナ保険証の利用実績(R6.9～R7.8)



制度施行状況

(資料3)

○被保険者数の推移について 全被保険者数

		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	20年4月との 比較(%)	(再掲) 窓口負担割合	構成比 (%)
平成20年	4月末	723,702			3割	72,092 9.96
令和3年	4月末	1,177,228		162.67	3割	83,746 7.11
令和4年	4月末	1,208,881	31,653	167.04	3割	86,412 7.15
令和5年	4月末	1,261,580	52,699	174.32	3割	95,863 7.60
					2割	242,158 19.19
令和6年	4月末	1,309,503	47,923	180.95	3割	98,527 7.52
					2割	246,001 18.79
令和7年	4月末	1,340,707	31,204	185.26	3割	104,981 7.83
					2割	257,758 19.23
令和7年	12月末	1,354,213		187.12	3割	108,035 7.98
					2割	278,238 20.55

(内訳)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数(人)	対前年 増減数(人)	被保険者数(人)	対前年 増減数(人)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
令和3年	4月末	1,166,619		10,609	
令和4年	4月末	1,199,429	32,810	9,452	▲ 1,157
令和5年	4月末	1,253,659	54,230	7,921	▲ 1,531
令和6年	4月末	1,302,650	48,991	6,853	▲ 1,068
令和7年	4月末	1,334,647	31,997	6,060	▲ 793
令和7年	12月末	1,348,453		5,760	

※「▲」はマイナス

○被保険者年齢構成 (令和7年12月末現在)

年齢階層	被保険者数(人)	構成比(%)
65～69歳	1,766	0.13
70～74歳	3,994	0.29
小計(65～74歳)	5,760	0.42
75～79歳	538,249	39.76
80～84歳	394,947	29.16
85～89歳	257,531	19.02
90～94歳	120,979	8.93
95～99歳	32,077	2.37
100歳～	4,670	0.34
小計(75歳～)	1,348,453	99.58
合計	1,354,213	100.00

平均年齢(12月末時点)	81.99 歳
--------------	---------

○ 全国の被保険者数の推移(厚生労働省事業月報より)

令和8年1月19日時点

項番	都道府県	平成20年 4月末の 被保険者数 (人)	令和2年 4月末の 被保険者数 (人)	令和3年 4月末の 被保険者数 (人)	令和4年 4月末の 被保険者数 (人)	令和5年 4月末の 被保険者数 (人)	令和6年 4月末の 被保険者数 (人)	令和7年 4月末の 被保険者数 (人)	令和7年 9月末の 被保険者数 (人)	平成20年 4月末と 令和7年 4月末の 比較(%)
	全国計	13,074,569	18,046,701	18,046,863	18,490,870	19,197,700	19,841,613	20,365,811	20,543,375	155.77
1	北海道	616,330	833,048	836,432	854,817	877,089	901,279	926,591	935,380	150.34
2	青森	167,475	211,002	209,260	212,679	217,375	221,336	226,849	228,761	135.45
3	岩手	184,445	216,941	214,330	216,292	219,793	223,480	226,922	228,603	123.03
4	宮城	248,557	315,913	314,217	319,268	331,139	342,628	353,506	357,936	142.22
5	秋田	168,065	191,497	188,077	190,389	193,107	195,443	199,554	200,796	118.74
6	山形	176,605	193,059	189,766	190,663	193,819	196,523	200,651	202,151	113.62
7	福島	263,496	301,245	296,441	298,056	306,346	313,290	321,497	324,699	122.01
8	茨城	301,037	419,274	421,214	434,644	452,854	468,118	482,499	487,930	160.28
9	栃木	208,056	269,736	270,318	278,381	290,539	301,476	311,723	315,947	149.83
10	群馬	224,523	292,347	293,138	301,455	312,724	322,098	330,925	334,566	147.39
11	埼玉	512,758	943,527	955,960	996,533	1,049,337	1,092,653	1,130,623	1,144,121	220.50
12	千葉	491,698	840,260	849,957	883,843	929,637	966,376	997,710	1,008,036	202.91
13	東京	1,065,045	1,580,779	1,582,734	1,619,986	1,684,545	1,733,883	1,772,693	1,784,580	166.44
14	神奈川	681,840	1,152,639	1,165,047	1,203,583	1,261,463	1,308,985	1,349,553	1,362,356	197.93
15	新潟	321,027	375,494	370,668	375,999	386,398	395,979	405,951	408,925	126.45
16	富山	145,115	181,958	180,755	185,986	192,435	198,371	202,584	204,221	139.60
17	石川	135,931	172,095	171,362	176,990	185,611	192,271	197,625	198,894	145.39
18	福井	104,401	122,557	120,863	122,107	125,951	130,353	133,942	135,140	128.30
19	山梨	107,371	130,099	129,385	131,678	136,096	140,092	143,375	144,971	133.53
20	長野	299,699	356,898	355,020	360,370	370,619	380,252	388,365	391,166	129.59
21	岐阜	233,504	310,817	310,196	316,236	329,480	341,738	350,787	354,144	150.23
22	静岡	406,009	560,521	561,509	572,783	596,199	616,490	632,292	638,034	155.73
23	愛知	614,046	975,317	982,640	1,010,634	1,053,901	1,094,989	1,124,320	1,134,030	183.10
24	三重	209,846	275,607	274,227	279,126	289,571	299,446	306,065	308,512	145.85
25	滋賀	133,613	183,230	184,097	189,897	198,549	208,039	215,323	218,066	161.15
26	京都	268,774	375,205	375,936	386,273	403,709	420,240	432,394	435,604	160.88
27	大阪	723,702	1,173,097	1,177,228	1,208,881	1,261,580	1,309,503	1,340,707	1,349,093	185.26
28	兵庫	559,032	796,266	796,937	817,035	850,858	883,868	907,817	915,762	162.39
29	奈良	143,531	212,855	213,470	220,292	230,499	240,251	247,228	249,583	172.25
30	和歌山	135,058	162,993	161,319	163,635	168,948	173,346	176,295	177,377	130.53
31	鳥取	82,848	92,603	91,546	92,546	95,418	98,268	100,230	100,811	120.98
32	島根	116,675	124,799	122,370	124,014	127,328	130,247	132,355	132,997	113.44
33	岡山	237,395	296,953	296,878	304,003	314,418	324,602	331,319	333,472	139.56
34	広島	320,846	425,328	427,903	440,946	457,320	472,375	484,234	487,962	150.92
35	山口	205,887	244,171	242,498	247,851	254,627	261,837	267,972	269,591	130.15
36	徳島	108,344	125,964	124,296	126,060	130,625	134,841	137,555	138,666	126.96
37	香川	130,945	154,545	153,241	157,376	163,872	170,655	174,552	176,081	133.30
38	愛媛	193,906	229,644	228,137	231,952	238,888	246,337	250,973	253,095	129.43
39	高知	114,346	127,896	126,661	129,204	132,933	136,288	138,490	139,479	121.11
40	福岡	514,096	692,448	691,993	710,656	735,729	765,318	788,630	796,130	153.40
41	佐賀	107,982	124,744	123,292	125,527	128,564	132,609	136,147	137,319	126.08
42	長崎	186,878	218,515	215,707	219,251	225,084	231,662	237,222	238,888	126.94
43	熊本	243,228	283,001	279,986	284,177	291,206	299,042	305,692	307,842	125.68
44	大分	159,547	190,645	189,322	193,368	198,891	205,426	210,191	211,840	131.74
45	宮崎	147,453	177,660	175,414	178,057	182,961	188,566	192,341	193,639	130.44
46	鹿児島	246,212	264,636	260,537	261,962	267,838	274,224	279,053	280,864	113.34
47	沖縄	107,392	146,873	144,579	145,409	151,827	156,520	162,489	165,315	151.30

○ 都道府県別75歳以上の人口と総人口に占める割合

	令和6年(2024年)		令和12年(2030年)		令和17年(2035年)		令和22年(2040年)		令和27年(2045年)		令和32年(2050年)	
	75歳以上人口(千人)	総人口に占める割合(%)										
全国計	20,777	16.8	22,613	18.8	22,384	19.2	22,275	19.7	22,772	20.9	24,332	23.2
北海道	945	18.7	1,056	22.0	1,047	23.0	1,028	23.8	1,010	24.8	1,041	27.3
青森	227	19.5	252	23.4	252	25.3	246	26.9	238	28.6	235	31.1
岩手	225	19.7	245	23.0	245	24.6	239	25.9	230	27.0	228	29.1
宮城	357	15.9	408	18.8	418	19.9	418	20.8	419	21.8	440	24.0
秋田	198	22.1	215	26.3	213	28.3	203	29.6	188	30.2	180	32.1
山形	199	19.7	219	23.2	220	24.8	214	25.8	203	26.4	199	28.0
福島	311	17.8	354	21.6	362	23.4	358	24.7	347	25.7	347	27.8
茨城	477	17.0	542	20.2	542	21.0	532	21.5	534	22.6	565	25.2
栃木	309	16.4	357	19.8	362	20.9	355	21.4	354	22.4	372	24.8
群馬	333	17.6	370	20.4	367	21.0	361	21.6	365	22.9	388	25.5
埼玉	1,164	15.9	1,282	17.7	1,260	17.7	1,259	18.1	1,326	19.5	1,463	22.1
千葉	1,020	16.3	1,109	17.9	1,085	17.9	1,082	18.2	1,137	19.5	1,250	22.0
東京	1,876	13.2	1,944	13.5	1,927	13.3	2,027	14.0	2,240	15.5	2,518	17.5
神奈川	1,408	15.3	1,528	16.8	1,517	16.8	1,568	17.7	1,703	19.6	1,883	22.1
新潟	402	19.2	442	22.4	437	23.5	423	24.2	410	25.0	416	27.3
富山	197	19.8	209	22.2	202	22.5	193	22.7	190	23.6	203	26.6
石川	196	17.9	214	20.2	211	20.7	206	21.0	205	21.9	220	24.5
福井	133	18.0	145	20.6	145	21.6	143	22.4	141	23.3	146	25.5
山梨	143	18.1	157	21.0	158	22.1	159	23.3	161	24.9	167	27.3
長野	385	19.4	410	21.6	406	22.3	402	23.1	405	24.4	426	26.9
岐阜	348	18.2	375	20.6	368	21.2	361	21.9	361	23.2	381	26.0
静岡	629	17.8	686	20.3	679	20.9	670	21.5	677	22.8	714	25.2
愛知	1,121	15.0	1,207	16.4	1,190	16.5	1,211	17.2	1,285	18.7	1,428	21.4
三重	305	17.8	326	19.9	321	20.5	319	21.3	322	22.6	341	25.3
滋賀	215	15.3	242	17.6	245	18.2	249	19.0	256	20.2	279	22.8
京都	453	18.0	482	19.7	465	19.7	459	20.2	471	21.7	510	24.6
大阪	1,458	16.6	1,518	18.0	1,445	17.7	1,439	18.3	1,525	20.1	1,686	23.2
兵庫	941	17.6	1,013	19.7	997	20.1	994	20.9	1,023	22.4	1,101	25.3
奈良	249	19.4	272	22.4	265	23.0	259	23.9	260	25.6	271	28.5
和歌山	177	20.1	188	22.7	183	23.5	178	24.5	175	25.8	180	28.5
鳥取	100	18.8	111	22.1	111	23.2	108	23.8	102	23.7	104	25.6
島根	131	20.4	139	22.8	136	23.4	129	23.3	122	23.2	123	24.7
岡山	337	18.4	359	20.2	353	20.6	340	20.7	336	21.3	359	23.8
広島	482	17.8	519	19.8	508	20.1	492	20.3	492	21.1	526	23.6
山口	267	20.8	285	23.8	273	24.2	255	24.1	243	24.5	250	27.0
徳島	138	20.1	152	23.8	151	25.1	144	25.7	137	26.3	139	28.9
香川	175	19.1	188	21.5	184	22.0	176	22.0	171	22.4	180	24.9
愛媛	252	19.7	273	22.7	270	23.7	261	24.3	251	24.9	259	27.4
高知	142	21.6	151	24.8	146	25.7	139	26.3	131	26.8	133	29.5
福岡	811	15.9	915	18.3	919	18.8	904	19.0	904	19.6	956	21.3
佐賀	137	17.4	156	20.7	159	22.1	156	22.7	151	23.1	151	24.3
長崎	238	19.0	266	23.0	268	24.7	260	25.7	247	26.3	242	27.8
熊本	306	18.0	343	21.1	349	22.4	343	23.0	330	23.2	329	24.3
大分	213	19.6	234	22.7	233	23.7	222	23.7	212	23.9	214	25.4
宮崎	193	18.7	218	22.3	222	23.8	216	24.3	205	24.3	204	25.6
鹿児島	282	18.4	319	22.0	329	23.9	323	24.7	308	24.8	302	25.8
沖縄	172	11.7	217	14.9	239	16.5	253	17.6	265	18.7	284	20.4

全国計人口と都道府県別人口合計では四捨五入の関係で数値に相違があります。

資料出典 総務省統計局「人口推計 令和6年10月1日現在」(令和7年4月14日公表)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」(令和5年12月22日公表)

○所得階層別の被保険者数

(令和6年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	627,397	47.32%
30万円未満	115,184	8.69%
30万円以上 50万円未満	66,137	4.99%
50万円以上 100万円未満	134,644	10.16%
100万円以上 150万円未満	152,373	11.49%
150万円以上 200万円未満	93,829	7.08%
200万円以上 250万円未満	43,092	3.25%
250万円以上 300万円未満	22,169	1.67%
300万円以上 400万円未満	24,608	1.86%
400万円以上 500万円未満	12,112	0.91%
500万円以上 700万円未満	10,569	0.80%
700万円以上1000万円未満	7,376	0.56%
1000万円以上	13,072	0.99%
所得不詳	3,231	0.24%
合計	1,325,793	100%

均等割額のみ賦課
(被保険者の約6割)

均等割額及び所得割額を
賦課
(被保険者の約4割)

※所得は、収入から必要経費等を差し引いた所得総額(基礎控除前)。

※厚生労働省「令和6年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」の数値から作成。

○保険料率の推移

◆ 保険料率の推移

期別	年度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
第1期	平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
第2期	平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円
第3期	平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円
第4期	平成26・27年度	52,607円	10.41%	57万円
第5期	平成28・29年度	51,649円	10.41%	57万円
第6期	平成30・31年度	51,491円	9.90%	62万円
第7期	令和2・3年度	54,111円	10.52%	64万円
第8期	令和4・5年度	54,461円	11.12%	66万円
第9期	令和6・7年度	57,172円	11.75%	80万円

※令和6年度は激変緩和措置が設けられています。

- ・年間限度額について、生年月日が昭和24年3月31日以前の者等は73万円。
- ・所得割率について、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は10.94%を適用。

○保険料の軽減措置

【均等割額の軽減措置(世帯の所得水準に応じた軽減及び元被扶養者への軽減)】

令和7年度 軽減割合	軽減後の均等割額(令和7年度)		適用人員	被保険者に 占める割合
	年額	月額		
7割	17,151円	1,429円	587,797人	43.13%
5割	28,586円	2,382円	5,051人	0.37%
			169,864人	12.46%
2割	45,737円	3,811円	177,601人	13.04%
合計			940,313人	69.00%

※資格取得後2年間に限り軽減

※令和7年度保険料確定賦課時の対象被保険者
1,362,779人に対する適用人数とその割合

【被保険者均等割額の軽減措置等】

(令和7年度 要件)

軽減割合	軽減判定基準
7割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき
5割	要件① 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方で資格取得後2年間(※2)
	要件② 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円)+30万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき
2割	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額(43万円)+56万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(※1)-1)】を超えないとき

※1 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※2 世帯の所得水準に応じた保険料の軽減措置7割軽減を受けている場合は7割軽減が適用されます。

○保険料収納率の推移

年度	保険料収納率	増減数(対前年度)	(参考) 普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.03%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%
平成28年度	99.20%	0.11%	98.40%
平成29年度	99.25%	0.05%	98.47%
平成30年度	99.35%	0.10%	98.70%
令和元年度	99.36%	0.01%	98.69%
令和2年度	99.47%	0.11%	98.90%
令和3年度	99.51%	0.04%	99.00%
令和4年度	99.41%	▲ 0.10%	98.85%
令和5年度	99.44%	0.03%	98.91%
令和6年度	99.41%	▲ 0.03%	98.90%

(調定額と収納額・収入未済額)

(単位：円)

年度	調定額	収納額	(参考) 収入未済額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781	939,908,842
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186	867,529,534
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143	784,698,025
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476	715,152,207
平成24年度	74,371,811,609	73,572,718,301	799,093,308
平成25年度	76,282,862,143	75,525,747,541	757,114,602
平成26年度	78,971,004,070	78,215,351,289	755,652,781
平成27年度	80,135,160,817	79,409,296,749	725,864,068
平成28年度	83,875,918,173	83,202,679,899	673,238,274
平成29年度	88,269,552,556	87,604,938,914	664,613,642
平成30年度	90,564,522,696	89,980,357,205	584,165,491
令和元年度	94,779,835,824	94,175,929,230	603,906,594
令和2年度	102,843,276,093	102,298,358,782	544,917,311
令和3年度	103,710,595,761	103,205,399,137	505,196,624
令和4年度	112,923,386,892	112,255,843,247	667,543,645
令和5年度	116,184,563,728	115,532,836,127	651,727,601
令和6年度	129,016,375,595	128,258,809,432	757,566,163

市町村別保険料収納率(令和5年度～6年度)

令和5年度					令和6年度				
順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率	順位	市町村	調定額(円)	収納額(円)	収納率
1位	千早赤阪村	119,496,079	119,496,079	100.00%	1位	千早赤阪村	134,364,408	134,364,408	100.00%
2位	田尻町	87,032,918	86,912,988	99.86%	2位	河南町	287,138,573	287,102,773	99.99%
3位	阪南市	825,326,206	824,015,134	99.84%	3位	田尻町	96,942,136	96,906,090	99.96%
4位	太子町	218,042,602	217,622,759	99.81%	4位	阪南市	914,001,956	912,591,903	99.85%
5位	交野市	1,421,452,964	1,418,437,895	99.79%	5位	岸和田市	2,658,811,101	2,653,319,827	99.79%
6位	河南町	266,833,491	266,238,881	99.78%	6位	豊能町	672,986,020	671,456,514	99.77%
7位	茨木市	4,155,469,560	4,145,876,394	99.77%	7位	枚方市	7,091,539,894	7,074,431,646	99.76%
8位	河内長野市	2,098,970,969	2,093,917,000	99.76%	8位	高石市	883,094,798	880,920,180	99.75%
9位	富田林市	1,729,684,974	1,725,318,302	99.75%	9位	交野市	1,559,335,518	1,555,271,752	99.74%
10位	豊能町	592,212,674	590,597,153	99.73%	10位	熊取町	761,424,788	759,437,841	99.74%
11位	和泉市	2,229,668,351	2,223,424,720	99.72%	11位	茨木市	4,631,087,327	4,617,730,222	99.71%
12位	枚方市	6,387,906,552	6,369,595,622	99.71%	12位	河内長野市	2,326,438,525	2,319,627,947	99.71%
13位	八尾市	3,682,288,490	3,670,889,262	99.69%	13位	富田林市	1,941,497,586	1,935,592,142	99.70%
14位	泉大津市	824,355,394	821,790,243	99.69%	14位	島本町	561,561,206	559,787,434	99.68%
15位	松原市	1,631,950,801	1,626,770,196	99.68%	15位	太子町	249,193,265	248,338,342	99.66%
16位	池田市	1,740,202,336	1,734,498,956	99.67%	16位	貝塚市	1,116,368,458	1,112,456,934	99.65%
17位	岸和田市	2,383,705,409	2,375,682,220	99.66%	17位	八尾市	4,046,592,682	4,032,408,134	99.65%
18位	高石市	804,294,782	801,476,707	99.65%	18位	四條畷市	854,333,040	851,262,654	99.64%
19位	泉佐野市	1,140,518,566	1,136,507,635	99.65%	19位	松原市	1,796,368,279	1,789,558,717	99.62%
20位	熊取町	668,006,529	665,617,935	99.64%	20位	羽曳野市	1,822,513,837	1,815,030,549	99.59%
21位	羽曳野市	1,649,718,164	1,643,781,146	99.64%	21位	高槻市	6,630,628,563	6,602,473,172	99.58%
22位	島本町	493,362,270	491,579,692	99.64%	22位	泉大津市	925,183,397	921,244,008	99.57%
23位	柏原市	973,549,471	969,656,454	99.60%	23位	池田市	1,918,196,707	1,909,764,914	99.56%
24位	貝塚市	1,010,559,661	1,006,506,792	99.60%	24位	泉佐野市	1,256,799,342	1,251,207,857	99.56%
25位	大阪狭山市	950,130,252	946,198,119	99.59%	25位	和泉市	2,524,521,771	2,512,857,202	99.54%
26位	高槻市	6,017,052,679	5,991,983,060	99.58%	26位	柏原市	1,095,539,124	1,090,330,070	99.52%
27位	箕面市	2,449,997,811	2,439,569,252	99.57%	27位	大東市	1,648,614,262	1,640,510,878	99.51%
28位	藤井寺市	936,411,133	932,371,981	99.57%	28位	大阪狭山市	1,061,003,660	1,055,721,802	99.50%
29位	四條畷市	772,690,225	769,337,895	99.57%	29位	忠岡町	220,899,907	219,778,879	99.49%
30位	能勢町	165,042,193	164,303,808	99.55%	30位	吹田市	5,905,048,688	5,873,656,921	99.47%
31位	守口市	1,751,130,500	1,742,257,597	99.49%	31位	泉南市	902,074,537	897,263,227	99.47%
32位	堺市	11,620,126,414	11,560,457,879	99.49%	32位	堺市	12,840,607,721	12,768,550,225	99.44%
33位	泉南市	809,515,896	805,350,597	99.49%	33位	箕面市	2,751,594,958	2,736,019,444	99.43%
34位	忠岡町	199,384,317	198,319,203	99.47%	34位	摂津市	1,292,656,977	1,285,330,038	99.43%
35位	吹田市	5,306,061,196	5,277,412,677	99.46%	35位	東大阪市	6,926,773,977	6,886,502,630	99.42%
36位	大東市	1,482,182,638	1,473,926,049	99.44%	36位	守口市	1,923,436,325	1,911,995,489	99.41%
37位	東大阪市	6,245,596,631	6,210,403,356	99.44%	37位	藤井寺市	1,030,439,550	1,023,800,459	99.36%
38位	摂津市	1,151,130,095	1,144,565,586	99.43%	38位	岬町	295,952,618	294,002,659	99.34%
39位	岬町	274,747,805	272,928,259	99.34%	39位	豊中市	6,835,344,187	6,788,256,903	99.31%
40位	豊中市	6,153,074,726	6,109,427,971	99.29%	40位	能勢町	188,854,306	187,495,788	99.28%
41位	寝屋川市	3,231,996,256	3,208,965,946	99.29%	41位	寝屋川市	3,571,483,270	3,543,978,789	99.23%
42位	門真市	1,447,423,424	1,436,887,493	99.27%	42位	門真市	1,572,991,342	1,558,749,139	99.09%
43位	大阪市	28,086,260,324	27,821,959,234	99.06%	43位	大阪市	31,292,137,009	30,991,722,930	99.04%
合計	合計	116,184,563,728	115,532,836,127	99.44%	合計	合計	129,016,375,595	128,258,809,432	99.41%

注:収納率は小数点第3位を四捨五入。

全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成30年度～令和5年度)

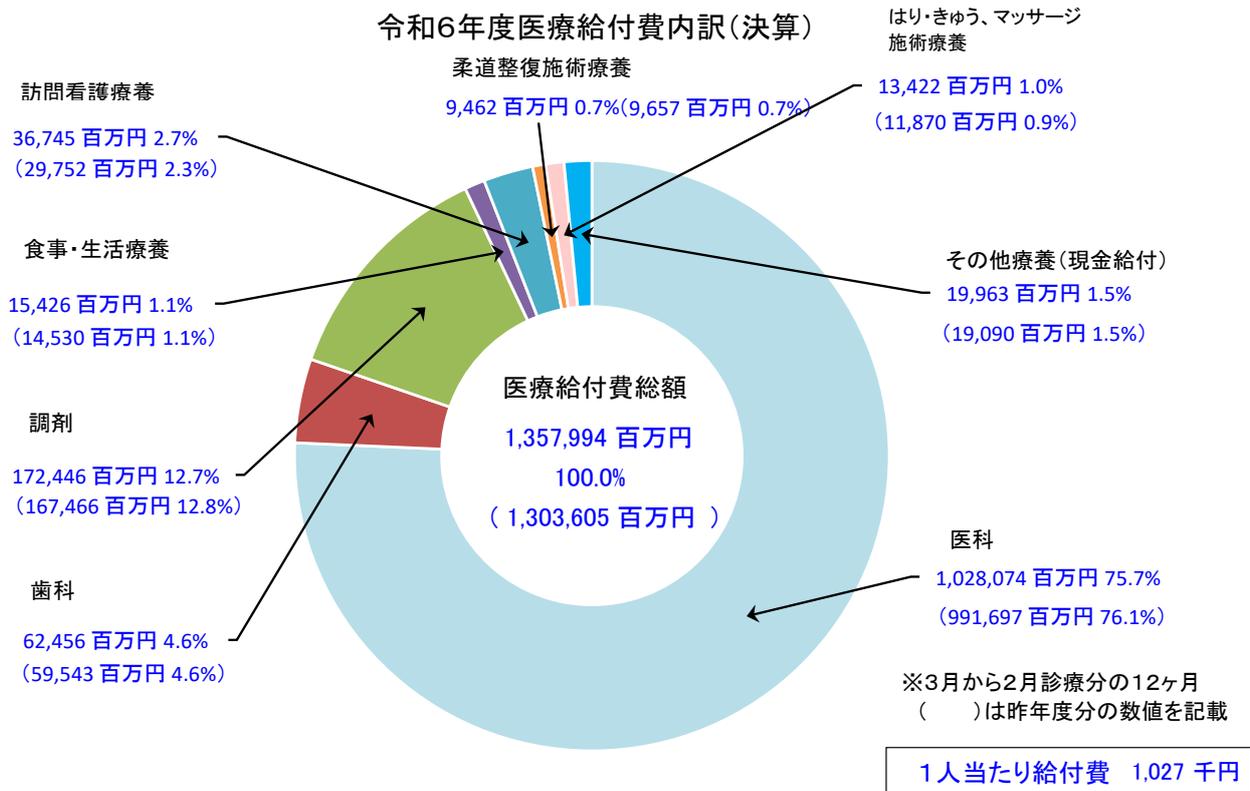
No.	都道府県 広域連合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	全体 (%)	対前年度 比 (%)	順位	【再掲】 普通徴収 (%)	順位
1	北海道	99.45	99.49	99.58	99.59	99.60	99.60	0.00	21	99.24	3
2	青森県	99.28	99.37	99.53	99.47	99.42	99.44	0.02	41	98.47	47
3	岩手県	99.63	99.72	99.74	99.75	99.70	99.73	0.03	1	99.14	13
4	宮城県	99.41	99.46	99.53	99.60	99.56	99.52	-0.04	32	98.76	36
5	秋田県	99.57	99.59	99.78	99.60	99.63	99.65	0.02	14	98.82	33
6	山形県	99.57	99.57	99.67	99.68	99.68	99.69	0.01	9	99.02	18
7	福島県	99.47	99.43	99.59	99.65	99.58	99.61	0.03	20	98.88	26
8	茨城県	99.33	99.40	99.47	99.49	99.44	99.49	0.05	35	98.58	46
9	栃木県	99.37	99.36	99.54	99.54	99.49	99.51	0.02	34	98.69	38
10	群馬県	99.58	99.57	99.64	99.67	99.63	99.65	0.02	15	99.09	16
11	埼玉県	99.33	99.35	99.47	99.50	99.41	99.49	0.08	36	98.78	35
12	千葉県	99.33	99.27	99.42	99.44	99.35	99.45	0.10	40	98.68	40
13	東京都	98.97	98.95	99.19	99.21	99.09	99.15	0.06	47	98.65	41
14	神奈川県	99.48	99.43	99.57	99.58	99.48	99.56	0.08	29	99.14	11
15	新潟県	99.68	99.68	99.72	99.69	99.70	99.71	0.01	2	99.13	14
16	富山県	99.56	99.57	99.64	99.66	99.63	99.63	0.00	16	98.88	27
17	石川県	99.49	99.47	99.56	99.60	99.57	99.45	-0.12	39	98.63	42
18	福井県	99.53	99.56	99.59	99.61	99.55	99.58	0.03	26	98.91	24
19	山梨県	99.47	99.57	99.69	99.65	99.68	99.59	-0.09	24	99.00	20
20	長野県	99.67	99.67	99.72	99.73	99.70	99.70	0.00	6	99.17	8
21	岐阜県	99.56	99.57	99.63	99.63	99.58	99.57	-0.01	27	98.89	25
22	静岡県	99.38	99.41	99.53	99.55	99.51	99.51	0.00	33	98.84	32
23	愛知県	99.64	99.65	99.70	99.71	99.65	99.67	0.02	11	99.33	1
24	三重県	99.46	99.47	99.58	99.59	99.57	99.56	-0.01	28	98.86	28
25	滋賀県	99.63	99.65	99.73	99.71	99.70	99.70	0.00	5	99.16	10
26	京都府	99.33	99.31	99.43	99.47	99.39	99.43	0.04	43	98.85	29
27	大阪府	99.35	99.36	99.47	99.51	99.41	99.44	0.03	42	98.91	23
28	兵庫県	99.47	99.50	99.59	99.62	99.55	99.62	0.07	19	99.12	15
29	奈良県	99.58	99.61	99.70	99.71	99.70	99.70	0.00	7	99.32	2
30	和歌山県	99.51	99.58	99.67	99.62	99.58	99.59	0.01	23	99.00	21
31	鳥取県	99.60	99.61	99.65	99.70	99.67	99.67	0.00	12	99.02	17
32	島根県	99.79	99.72	99.81	99.80	99.73	99.70	-0.03	4	99.14	12
33	岡山県	99.51	99.53	99.64	99.66	99.64	99.63	-0.01	17	99.02	19
34	広島県	99.53	99.54	99.63	99.65	99.58	99.63	0.05	18	99.22	6
35	山口県	99.60	99.59	99.66	99.66	99.68	99.71	0.03	3	99.20	7
36	徳島県	99.37	99.36	99.47	99.47	99.44	99.39	-0.05	44	98.62	43
37	香川県	99.53	99.47	99.58	99.56	99.49	99.54	0.05	30	98.84	31
38	愛媛県	99.55	99.59	99.66	99.71	99.68	99.68	0.00	10	99.24	4
39	高知県	99.36	99.36	99.52	99.56	99.58	99.58	0.00	25	98.95	22
40	福岡県	99.27	99.29	99.49	99.51	99.37	99.38	0.01	45	98.62	44
41	佐賀県	99.67	99.70	99.80	99.75	99.73	99.67	-0.06	13	99.16	9
42	長崎県	99.50	99.52	99.62	99.63	99.58	99.60	0.02	22	98.85	30
43	熊本県	99.41	99.43	99.48	99.52	99.48	99.49	0.01	38	98.68	39
44	大分県	99.60	99.60	99.69	99.70	99.68	99.69	0.01	8	99.23	5
45	宮崎県	99.41	99.36	99.49	99.55	99.49	99.49	0.00	37	98.62	45
46	鹿児島県	99.46	99.48	99.60	99.58	99.53	99.53	0.00	31	98.80	34
47	沖縄県	99.05	99.08	99.24	99.39	99.24	99.32	0.08	46	98.70	37
	全国平均	99.40	99.40	99.53	99.54	99.47	99.51	0.04	—	98.92	—

※厚生労働省公表「後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」の「都道府県後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率」により作成。

医療給付費の年度別比較

	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)
医療給付費	1,232,347,520 千円	1,303,604,626 千円	1,357,993,933 千円
増 減	68,266,998 千円	71,257,106 千円	54,389,307 千円
対前年度比	105.9 %	105.8 %	104.2 %
被保険者数平均 (3月~2月)	1,228,475 人	1,278,758 人	1,322,865 人
増 減	43,327 人	50,283 人	44,107 人
1人当り給付費	1,003 千円	1,019 千円	1,027 千円
増 減	21 千円	16 千円	8 千円
対前年度比	102.1 %	101.6 %	100.8 %

注) 医療給付費は、保険給付費から審査支払手数料、葬祭費、傷病手当金を除いたもの。



1人当たり医療費の状況【年度別、都道府県別】

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	順位	実額(円)	順位	実額(円)	順位	実額(円)
全国計		940,512		948,733		968,102
北海道	7	1,065,080	8	1,071,635	8	1,085,472
青森	44	811,423	45	801,072	44	833,348
岩手	46	767,405	46	773,693	46	787,277
宮城	35	842,258	37	846,266	36	865,770
秋田	45	808,732	44	809,284	45	819,523
山形	39	835,670	38	844,933	38	860,071
福島	43	817,047	43	822,782	43	835,892
茨城	38	839,082	40	839,170	39	859,269
栃木	40	833,341	39	839,196	42	848,601
群馬	33	858,693	33	874,070	34	875,190
埼玉	37	840,668	36	848,959	37	863,255
千葉	41	825,420	41	834,138	41	849,441
東京	24	937,805	20	962,272	20	976,755
神奈川	30	874,502	30	890,795	30	907,895
新潟	47	754,149	47	763,869	47	775,287
富山	25	929,039	26	933,261	26	951,400
石川	17	971,667	18	973,532	17	998,237
福井	27	918,020	29	914,907	29	924,296
山梨	31	861,783	31	878,436	33	878,283
長野	34	842,323	35	852,820	35	867,944
岐阜	32	860,519	32	874,913	31	891,406
静岡	42	819,134	42	831,422	40	851,324
愛知	21	947,455	22	957,516	19	985,380
三重	36	840,847	34	857,924	32	882,603
滋賀	29	908,783	27	928,380	27	948,480
京都	12	1,027,254	12	1,038,701	13	1,045,302
大阪	9	1,062,990	6	1,087,577	6	1,106,041
兵庫	14	1,010,760	14	1,029,830	15	1,037,973
奈良	26	928,775	23	945,246	24	956,609
和歌山	20	956,015	19	970,976	21	973,380
鳥取	22	945,251	24	944,872	23	956,804
島根	23	938,441	25	943,169	25	955,009
岡山	18	967,452	17	978,051	16	1,000,456
広島	11	1,039,324	11	1,042,089	11	1,071,053
山口	13	1,013,444	15	1,024,487	14	1,044,523
徳島	8	1,064,552	9	1,066,457	9	1,085,079
香川	16	985,894	16	988,574	18	996,488
愛媛	19	963,074	21	961,656	22	972,016
高知	2	1,172,055	2	1,154,017	2	1,169,265
福岡	1	1,173,102	1	1,175,624	1	1,195,147
佐賀	5	1,084,321	4	1,112,558	4	1,116,092
長崎	4	1,088,251	5	1,087,919	5	1,107,194
熊本	6	1,075,429	7	1,083,442	7	1,103,868
大分	10	1,052,999	10	1,053,623	10	1,075,187
宮崎	28	911,360	28	915,026	28	939,004
鹿児島	3	1,110,475	3	1,125,145	3	1,136,846
沖縄	15	1,002,500	13	1,036,191	12	1,058,740

(注) 1. 厚生労働省医療保険データベース

『「後期高齢者医療事業状況報告」(年報:確報)令和5年度版』より抜粋。

2. 「年度」は「3月から2月診療分の12ヶ月」。

3. 「1人当たり医療費」は当該年度の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したものの。

ジェネリック医薬品普及率(医薬品数ベース)

順位	市町村名	令和5年7月	令和5年12月	令和6年7月	令和6年12月	令和7年7月
1	能勢町	83.68%	85.22%	85.94%	91.75%	92.39%
2	摂津市	83.18%	83.75%	84.80%	89.52%	90.89%
3	岬町	82.02%	82.55%	84.89%	89.73%	89.99%
4	高槻市	81.70%	82.60%	83.52%	88.52%	89.27%
5	忠岡町	78.41%	80.54%	81.74%	88.28%	89.14%
6	田尻町	82.87%	83.92%	83.96%	87.07%	89.11%
7	寝屋川市	81.90%	82.74%	83.74%	87.88%	88.92%
8	太子町	69.97%	71.59%	83.04%	87.55%	88.53%
9	熊取町	82.22%	81.84%	83.14%	87.44%	88.33%
10	松原市	77.75%	78.88%	80.93%	87.02%	88.20%
11	門真市	79.80%	80.26%	81.65%	85.37%	88.20%
12	羽曳野市	78.49%	79.97%	81.79%	86.98%	88.20%
13	枚方市	79.91%	80.55%	81.92%	86.65%	87.97%
14	交野市	79.21%	79.94%	81.12%	86.54%	87.93%
15	茨木市	78.85%	79.37%	81.12%	86.70%	87.73%
16	柏原市	76.29%	77.60%	79.17%	86.04%	87.36%
17	八尾市	79.42%	80.30%	81.35%	86.08%	87.25%
18	泉大津市	75.95%	77.64%	79.26%	86.08%	87.19%
19	豊能町	79.55%	79.66%	81.23%	85.40%	87.03%
20	島本町	76.68%	76.59%	78.91%	84.83%	86.98%
21	藤井寺市	75.17%	76.38%	79.53%	85.49%	86.81%
22	泉佐野市	80.17%	80.92%	81.16%	85.74%	86.70%
23	富田林市	78.16%	79.30%	80.80%	84.84%	86.69%
24	堺市	77.56%	78.54%	80.13%	85.50%	86.65%
25	池田市	76.90%	78.78%	79.66%	84.51%	86.47%
26	大阪市	77.98%	78.92%	80.18%	85.49%	86.45%
27	吹田市	76.60%	77.46%	79.06%	84.96%	86.35%
28	岸和田市	77.36%	78.49%	78.92%	84.82%	86.33%
29	和泉市	74.67%	75.99%	77.74%	84.62%	86.32%
30	河南町	77.54%	77.10%	81.04%	84.56%	86.12%
31	箕面市	76.19%	77.06%	78.35%	83.99%	86.12%
32	守口市	77.79%	78.52%	79.14%	83.86%	85.76%
33	豊中市	74.80%	75.84%	77.30%	84.30%	85.72%
34	貝塚市	76.60%	77.47%	78.85%	84.20%	85.41%
35	四條畷市	76.64%	77.55%	79.56%	84.18%	85.18%
36	阪南市	72.89%	74.45%	77.17%	83.54%	85.13%
37	高石市	74.65%	75.88%	76.06%	83.99%	84.37%
38	泉南市	76.03%	75.78%	79.58%	83.60%	84.31%
39	河内長野市	72.72%	73.86%	75.82%	82.84%	83.38%
40	東大阪市	73.73%	75.10%	76.12%	81.28%	82.69%
41	大阪狭山市	72.02%	72.77%	74.93%	80.04%	81.92%
42	大東市	71.87%	72.12%	73.36%	78.48%	79.33%
43	千早赤阪村	63.87%	65.75%	66.44%	76.69%	76.29%
	大阪府全体	77.59%	78.55%	79.91%	85.28%	86.48%

※処方年月における市町村別の普及率を示しています。

※令和7年7月処方分の普及率が高い市町村の順に表示しています。

○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康支援を行い適切な医療や介護サービスにつなげることで、生活習慣病の重症化予防や介護予防を促進し、健康寿命の延伸を図るため、市町村への事業委託により、高齢者の保健事業と市町村における介護予防事業等の一体的な実施に取り組んでいる。

- (※1) ハイリスクアプローチ → 疾患を発症しやすい高リスクの個人を対象に行動変容を促すことを目的とするアプローチ
 (※2) ポピュレーションアプローチ→リスク要因の有無で対応を分けず、集団全体へ働きかけて全体的にリスクを下げることを目的とするアプローチ

(1) 令和7年度の市町村の実施見込み

令和7年11月28日現在

市町村	日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ (※1)							ポピュレーションアプローチ (※2)		
			低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり
			低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防(糖尿)	(生活習慣化予防)					
1 大阪市	66	66	○	○	○		⑤その他		○	○	○	
2 堺市	21	21	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良 ④腎機能不良		○	○	○	
3 岸和田市	6	6	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	○	
4 豊中市	7	7		○	○					○	○	
5 池田市	2	2	○	○		①コントロール不良 ②中断 ③フレイル	④腎機能不良		○	○	○	○
6 吹田市	6	6	○	○			⑤その他		○	○	○	○
7 泉大津市	1	1	○	○		①コントロール不良				○	○	○
8 高槻市	4	4					⑤その他		○	○	○	
9 貝塚市	3	3						①多剤 ③その他	○	○	○	
10 守口市	6	4	○		○	①コントロール不良 ②中断 ③フレイル			○	○	○	
11 枚方市	13	13		○			⑤その他		○	○	○	
12 茨木市	5	5		○	○		①コントロール不良		○	○		
13 八尾市	5	16			○				○	○	○	
14 泉佐野市	5	5	○						○	○	○	
15 富田林市	3	3	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ④腎機能不良		○	○	○	○
16 寝屋川市	6	5	○	○	○				○	○	○	○
17 河内長野市	6	6	○	○		①コントロール不良	①コントロール不良		○	○		
18 松原市	4	4				①コントロール不良		①多剤		○	○	○
19 大東市	1	1				①コントロール不良				○	○	○
20 和泉市	4	4	○	○					○	○	○	

市町村	日常生活圏域数	実施圏域数	ハイリスクアプローチ（※1）							ポピュレーションアプローチ（※2）		
			低栄養防止・重症化予防					服薬	健康状態不明者	健康教育・健康相談	フレイル状態の把握	気軽に相談できる環境づくり
			低栄養	口腔機能	身体的フレイル	重症化予防（糖尿）	（生活習慣病）					
21	箕面市	14	14		○	○		⑤その他		○	○	○
22	柏原市	1	1	○			①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	
23	羽曳野市	3	3	○	○	○	①コントロール不良			○	○	○
24	門真市	5	5	○	○	○				○	○	
25	摂津市	2	2			○				○	○	
26	高石市	3	3							○	○	○
27	藤井寺市	1	1	○	○	○	①コントロール不良 ②中断	①コントロール不良 ②中断 ⑤その他		○	○	
28	東大阪市	25	25		○		③フレイル併存	③フレイル併存		○	○	
29	泉南市	4	4	○						○	○	○
30	四條畷市	3	3	○			①コントロール不良	①コントロール不良	①多剤 ③その他	○	○	○
31	交野市	1	1				①コントロール不良	④腎機能不良	③その他	○	○	○
32	大阪狭山市	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	
33	阪南市	4	4		○		①コントロール不良			○	○	
34	島本町	1	1	○	○					○	○	
35	豊能町	1	1			○				○		
36	能勢町	1	1		○			①コントロール不良		○	○	○
37	忠岡町	1	1	○						○	○	
38	熊取町	1	1	○		○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	
39	田尻町	1	1		○	○				○	○	○
40	岬町	1	1	○	○		①コントロール不良	⑤その他	①多剤 ②睡眠	○	○	○
41	太子町	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良 ②中断		○	○	○
42	河南町	1	1	○	○	○	①コントロール不良	①コントロール不良		○	○	
43	千早赤阪村	1	1	○	○	○	①コントロール不良	⑤その他		○	○	○
合計	251	259	26	26	21	22	23	5	34	43	39	18

重症化予防（糖尿）：①コントロール不良 ②中断 ③フレイル併存
重症化予防（生活習慣病）：①コントロール不良 ②中断 ③フレイル併存 ④腎機能不良未受診 ⑤その他
服薬：①多剤 ②睡眠薬 ③その他

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための広域連合の取組

取組内容		概要	令和7年度（見込み）
①	データヘルス計画実施に伴う分析事業 (令和元年度～)	市町村の健康課題の抽出等を支援するため、健康診査結果やレセプト等の分析結果を市町村へ提供	・ 令和6年度の健康診査結果、歯科健康診査結果、レセプト等を分析
②	ICTを活用した分かりやすい健康診査通知事業 (令和元年度～)	被保険者の主体的な健康づくりを支援するため、ICT等を活用して分かりやすく健康診査・歯科健康診査の結果を通知	・ 健康診査結果通知 4,000人 ・ 歯科健康診査結果通知 10,000人
③	高齢者のフレイル予防のための情報提供事業 (令和2年度～)	フレイル予防に関する意識を醸成するため、健康診査・歯科健康診査結果からフレイルのおそれのある対象者を抽出し情報提供書を送付	・ 健康診査結果通知 8,000人 ・ 歯科健康診査結果通知 6,000人
④	一体的実施を推進するための市町村職員研修 (令和2年度～)	一体的実施に従事する市町村職員を対象に、専門研修及びKDBシステムの活用研修を大阪府国民健康保険団体連合会と連携して開催	・ 1回目 令和7年8月18日 ・ 2回目 令和7年11月20日
⑤	一体的実施に係る医療関係団体との連携促進 (令和2年度～)	一体的実施の推進に向けて各地域医療関係団体の理解・協力を促進するため、事業の意義や医療関係団体の役割等について研修や説明会を開催	・ 医師会 令和7年11月14日 ・ 歯科医師会 令和7年7月3日 ・ 薬剤師会 令和7年5月17日
⑥	一体的実施に係る事業評価 (令和2年度～)	大阪府国民健康保険団体連合会のヘルスサポート事業（保健事業支援・評価委員会）等を活用し、一体的実施に係る保健事業の評価を実施し市町村へ還元	・ ワーキングチーム4回 (令和7年8月21、25、28、9/8) ・ 保健事業支援評価委員会 (令和7年12月16日)
⑦	一体的実施に係る企画・調整担当者等連絡会議 (令和2年度～)	一体的実施の円滑な推進に向けて、各市町村の企画・調整担当職員間の連携及び事業実施に必要な情報共有を行うとともにスーパーバイザーによる技術的助言を実施。また担当職員の事務負担軽減のため、Q&Aや交付金申請書作成マニュアル等を作成 市町村への効果的な支援内容の検討及び関係機関の役割の明確化を図るため連絡会議を開催	・ 1回目 令和7年5月15日 ・ 2回目 令和7年10月24日 ・ 3回目 令和8年2月13日 ・ 関係機関連絡会議 令和8年3月9日
⑧	健康寿命延伸を目指した歯科健康診査データ研究分析事業 (令和3年度～)	歯科健康診査結果及びレセプト等の分析により、口腔状態と要介護状態につながる疾病との関係等を明らかにし市町村へ提供	・ 歯科健康診査：平成30年度～令和6年度 ・ 健康診査結果：平成28年度～令和6年度 ・ レセプト：平成29年度～令和6年度等を分析

令和7年度 健康診査受診状況（4月～9月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 令和6年度 (4月～9月)受診率
1	豊能町	5,428	97	5,331	1,628	0	43	1,671	31.34%	34.18%
2	河南町	2,955	42	2,913	398	389	27	814	27.94%	28.75%
3	池田市	16,916	317	16,599	4,437	0	75	4,512	27.18%	28.10%
4	藤井寺市	10,479	183	10,296	2,717	0	54	2,771	26.91%	26.50%
5	太子町	2,289	31	2,258	523	0	42	565	25.02%	24.52%
6	吹田市	52,894	918	51,976	12,637	0	281	12,918	24.85%	22.37%
7	羽曳野市	19,216	448	18,768	3,993	0	184	4,177	22.26%	23.59%
8	高槻市	62,298	913	61,385	12,762	0	536	13,298	21.66%	21.24%
9	和泉市	26,616	438	26,178	5,243	0	379	5,622	21.48%	21.68%
10	泉大津市	10,741	191	10,550	2,197	0	60	2,257	21.39%	22.41%
11	河内長野市	21,472	345	21,127	4,161	0	172	4,333	20.51%	20.97%
12	富田林市	19,289	453	18,836	3,560	0	257	3,817	20.26%	20.74%
13	大阪狭山市	9,711	169	9,542	1,866	0	60	1,926	20.18%	20.50%
14	八尾市	42,817	635	42,182	8,146	34	321	8,501	20.15%	19.00%
15	柏原市	11,776	127	11,649	2,167	0	161	2,328	19.98%	17.93%
16	箕面市	21,312	395	20,917	3,621	0	525	4,146	19.82%	19.98%
17	千早赤阪村	1,408	22	1,386	243	0	31	274	19.77%	22.89%
18	寝屋川市	39,501	432	39,069	7,195	0	238	7,433	19.03%	20.46%
19	門真市	19,475	282	19,193	3,496	0	45	3,541	18.45%	18.85%
20	熊取町	7,375	138	7,237	744	456	124	1,324	18.29%	16.56%
21	茨木市	40,607	666	39,941	6,200	515	189	6,904	17.29%	17.61%
22	島本町	5,240	66	5,174	844	0	45	889	17.18%	16.83%
23	枚方市	66,800	894	65,906	10,647	0	561	11,208	17.01%	16.07%
24	泉佐野市	14,850	334	14,516	2,162	105	132	2,399	16.53%	15.16%
25	堺市	134,686	2,480	132,206	19,828	0	1,850	21,678	16.40%	16.88%
26	大東市	18,958	245	18,713	2,850	0	210	3,060	16.35%	16.53%
27	能勢町	2,242	36	2,206	201	124	22	347	15.73%	16.60%
28	四條畷市	8,868	193	8,675	1,256	0	99	1,355	15.62%	15.89%
29	泉南市	10,197	271	9,926	1,320	0	221	1,541	15.52%	17.11%
30	忠岡町	2,730	54	2,676	399	0	14	413	15.43%	14.99%
31	豊中市	60,811	1,082	59,729	8,430	0	616	9,046	15.15%	15.46%
32	高石市	9,129	167	8,962	1,109	129	95	1,333	14.87%	14.40%
33	田尻町	1,184	34	1,150	170	0	1	171	14.87%	15.67%
34	貝塚市	12,965	338	12,627	1,752	0	89	1,841	14.58%	15.00%
35	東大阪市	76,566	1,151	75,415	10,624	0	269	10,893	14.44%	15.31%
36	交野市	13,453	214	13,239	1,727	0	160	1,887	14.25%	13.58%
37	松原市	20,800	230	20,570	2,775	0	100	2,875	13.98%	14.01%
38	岸和田市	29,825	614	29,211	3,617	0	336	3,953	13.53%	14.42%
39	摂津市	12,968	210	12,758	882	662	54	1,598	12.53%	13.42%
40	守口市	23,144	316	22,828	916	1,826	85	2,827	12.38%	12.88%
41	阪南市	10,156	184	9,972	844	193	136	1,173	11.76%	11.19%
42	大阪市	356,028	7,918	348,110	37,900	617	1,885	40,402	11.61%	11.79%
43	岬町	3,523	69	3,454	217	0	85	302	8.74%	11.33%
合計		1,339,698	24,342	1,315,356	198,404	5,050	10,869	214,323	16.29%	16.36%

※最高受診率・・・令和6年度(24.58%) 令和6年度4月～9月(16.36%)

※対象者数は、受診券データ抽出日(4月1日)の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

令和7年度 歯科健康診査受診状況（4月～9月受診）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	受診者数	受診率	◎参考 令和6年度 (4月～9月)受診率
1	茨木市	40,607	666	39,941	7,259	18.17%	16.70%
2	箕面市	21,312	395	20,917	3,121	14.92%	15.26%
3	和泉市	26,616	438	26,178	3,387	12.94%	13.45%
4	八尾市	42,817	635	42,182	5,289	12.54%	12.34%
5	豊能町	5,428	97	5,331	578	10.84%	10.54%
6	柏原市	11,776	127	11,649	1,173	10.07%	9.75%
7	藤井寺市	10,479	183	10,296	1,031	10.01%	11.99%
8	富田林市	19,289	453	18,836	1,806	9.59%	9.89%
9	吹田市	52,894	918	51,976	4,968	9.56%	10.41%
10	河内長野市	21,472	345	21,127	2,006	9.49%	11.71%
11	島本町	5,240	66	5,174	485	9.37%	9.29%
12	守口市	23,144	316	22,828	2,091	9.16%	8.69%
13	東大阪市	76,566	1,151	75,415	6,721	8.91%	9.32%
14	熊取町	7,375	138	7,237	642	8.87%	8.72%
15	貝塚市	12,965	338	12,627	1,115	8.83%	7.91%
16	泉佐野市	14,850	334	14,516	1,221	8.41%	9.59%
17	四條畷市	8,868	193	8,675	729	8.40%	8.41%
18	羽曳野市	19,216	448	18,768	1,538	8.19%	8.73%
19	寝屋川市	39,501	432	39,069	3,177	8.13%	9.07%
20	高石市	9,129	167	8,962	726	8.10%	8.72%
21	摂津市	12,968	210	12,758	997	7.81%	8.80%
22	大東市	18,958	245	18,713	1,430	7.64%	8.41%
23	大阪市	356,028	7,918	348,110	26,564	7.63%	7.92%
24	忠岡町	2,730	54	2,676	204	7.62%	9.48%
25	千早赤阪村	1,408	22	1,386	102	7.36%	8.52%
26	泉大津市	10,741	191	10,550	766	7.26%	8.82%
27	高槻市	62,298	913	61,385	4,358	7.10%	7.13%
28	豊中市	60,811	1,082	59,729	4,128	6.91%	7.37%
29	田尻町	1,184	34	1,150	78	6.78%	8.57%
30	池田市	16,916	317	16,599	1,074	6.47%	7.46%
31	大阪狭山市	9,711	169	9,542	596	6.25%	7.66%
32	太子町	2,289	31	2,258	140	6.20%	5.88%
33	門真市	19,475	282	19,193	1,187	6.18%	7.42%
34	河南町	2,955	42	2,913	172	5.90%	7.07%
35	枚方市	66,800	894	65,906	3,764	5.71%	6.52%
36	堺市	134,686	2,480	132,206	7,392	5.59%	6.45%
37	岸和田市	29,825	614	29,211	1,632	5.59%	6.01%
38	泉南市	10,197	271	9,926	543	5.47%	5.74%
39	松原市	20,800	230	20,570	1,043	5.07%	5.69%
40	交野市	13,453	214	13,239	597	4.51%	5.30%
41	能勢町	2,242	36	2,206	97	4.40%	7.35%
42	阪南市	10,156	184	9,972	368	3.69%	4.55%
43	岬町	3,523	69	3,454	84	2.43%	2.67%
合 計		1,339,698	24,342	1,315,356	106,379	8.09%	8.54%

※最高受診率・・・平成30年度(16.56%) 平成30年度4月～9月(11.74%)

※対象者数は、受診券用データ抽出日(4月1日)の実数から対象外者数を除いた数